

四日市市告示第147号

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第159号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>耐震改修工事</u> <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は耐震改修促進法（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を</u>満たすようにする補強工事をいう。</p>
<p>(資格認定変更の申請等)</p> <p>第11条 資格認定者は、第3条から第5条までに規定する補助金の受給資格の認定について<u>変更又は中止</u>があったときは、速やかに<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定変更・中止申請書（第5号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の<u>補助金受給資格認定変更・中止申請書</u>を受理したときは、変更申請内容を審査し、第8条による認定を<u>変更又は中止</u>し、<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定変更・中止通知書（第6号様式）</u>により申請者に通知する。</p>	<p>(資格認定変更の申請等)</p> <p>第11条 資格認定者は、第3条から第5条までに規定する補助金の受給資格の認定について<u>変更</u>があったときは、速やかに<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定変更申請書（第5号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の<u>補助金受給資格認定変更申請書</u>を受理したときは、変更内容を審査し、第8条による認定を<u>変更</u>し、<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定変更通知書（第6号様式）</u>により申請者に通知する。</p>

<p>(補助金交付変更の申請等)</p> <p>第12条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、固定資産税等の課税額等について<u>変更又は中止</u>があったときは、速やかに四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金<u>交付変更・中止申請書</u>(第7号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の<u>補助金交付変更・中止申請書</u>を受理したときは、変更申請内容を審査し、第10条による決定を<u>変更又は中止</u>し、<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付変更・中止決定通知書</u>(第8号様式)により申請者に通知する。</p>	<p>(補助金交付変更の申請等)</p> <p>第12条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、固定資産税等の課税額等について<u>変更</u>があったときは、速やかに四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金<u>変更交付申請書</u>(第7号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の<u>補助金変更交付申請書</u>を受理したときは、<u>変更</u>内容を審査し、第10条による決定を<u>変更</u>し、<u>四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金変更交付決定通知書</u>(第8号様式)により申請者に通知する。</p>
---	---

第2号様式を次のように改める。

様

四日市市長

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、受給資格があることを認定しましたので、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

つきましては、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記住宅にかかる最初の固定資産税等の納税通知書到着後速やかに交付申請を行ってください。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

(注意事項)

この通知書は、補助金の交付を約束するものではありません。

第4号様式から第8号様式までを次のように改める。

様

四日市市長

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市
2. 交付決定額 円
3. 交付条件
 - (1) 四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
 - (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

四日市市長

申請者 住所
 (世帯代表者) フリガナ 氏名
 電話番号 ()

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定変更・中止申請書

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 資格認定通知等

受給資格認定通知番号	
受給資格認定通知日	年 月 日
住宅の所在地	四日市市
住宅の所有者	
住宅の登記日	年 月 日

2. 世帯構成員

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

3. 申請の内容 変更 ・ 中止

4. 変更・中止の理由

5. 添付書類（変更内容が確認できる書類を添付してください。）

- 世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
- 世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- 売買契約書の写し等
- 取得した空き家等に係る登記が完了したことがわかる書類
- その他市長が必要と認める書類

様

四日市市長

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金受給資格認定変更・中止通知書

年 月 日付けで申請のあった、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、受給資格があることを認定（を喪失）しましたので、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市
2. 申請の内容 変更 ・ 中止
3. 通知の内容

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号 ()

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金について、下記のとおりその内容等を変更・中止したいので、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市
2. 申請の内容 変更 ・ 中止
3. 変更の内容（中止の場合は、記入不要）
4. 変更・中止の理由
5. 変更交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円
6. 添付資料
 - (1) 変更内容が判断できる書類
 - (2) 市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付変更・中止決定通知書

年 月 日付けで変更・中止申請のあった四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金については、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 申請の内容 変更 ・ 中止

3. 通知の内容

4. 変更交付決定額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

5. 補助金の交付条件

- (1) 四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり
確定したので、四日市市子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金交付要綱第15条
の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市
2. 交付決定額 円
3. 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)